

## 総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会 中間まとめ(骨子案)

### はじめに

- 米国の知的財産政策への追随・防衛という受身的な姿勢から、科学技術の研究開発に伴う知的財産の確保・活用に戦略的・積極的に取り組む姿勢に転換する。
- 独創的な発明の創造と保護と活用を最大限に支援する知的財産制度への転換を加速する。

### I. 国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用

#### 1. 知的財産情報を活用した戦略的な研究開発

- 総合科学技術会議等は、科学技術政策の立案と評価において、知的財産情報の活用を図る。
- 研究開発を進める上での特許情報活用を促進するため、特許情報とそれに関連した技術情報を容易に検索できるシステムを整備する。

#### 2. 研究開発成果の権利化・技術移転の促進

- 研究者への十分な還元を図りつつ、研究成果の権利を機関帰属とし、成果の権利化と活用を促進する。
- 研究者は、研究成果の権利化・活用に積極的な取り組みが求められる。
- 政府は、権利化を促進するため、①費用(特許費用の予算確保等)、②人材・体制(民間人材の活用等)、③手続(権利化の簡素化等)の面で抜本的な改善を図る。
- 日本版バイ・ドール条項を各省庁のすべての委託研究開発制度に適用を拡大するとともに、米国並の運用を導入する。また、委託研究開発を除くソフトウェア(電子政府向け請負開発等)にも適用拡大する。

### 3. 産学官連携推進のための知的財産のあり方

- 機関に権利を譲渡・移転する際の研究者への十分な還元を図ることについて、大学・公的研究機関において規定を整備する。
- 学生を含め、発明者又は共同発明者の明確化に努める。
- 大学・公的研究機関等の知的財産の権利化・技術移転を促進する。(TLO等における技術移転業務体制の整備支援、国有特許の移転等の検討)

## **II. 先端技術分野における知的財産の保護と活用**

### 1. 総論

- 技術革新のスピードや国際競争が激しい先端技術分野について、適切な制度設計を機動的に行うための産学官の連携体制を整備する。
- 先端技術分野における中小・ベンチャー企業の知的財産活動の支援を強化する(弁理士派遣、技術移転の促進、人材育成など)。

### 2. ライフサイエンス

- 基礎研究から産業化までの全過程を見通した制度設計の中で、先端技術の動向を踏まえた知的財産権の適切な付与を図る。
- 遺伝子治療、細胞治療、再生医療等の先端医療分野における生物由来製品に関する医療関連技術の特許化を図る。
- タンパク質の立体構造・機能解析に関する発明が特許を受けるための要件について、国際的な調和を図る。
- リサーチツール特許(実験動物に関する特許、遺伝子特許など、創薬等の研究段階で使用される特許)の保護については、審査基準の国際調和等適切な環境整備を行う。
- 利用関係の裁定実施権の取扱いについて検討する。

### 3. 情報通信

- 経済社会の情報化に対応して所要の知的財産法改正がすでに行われているが、今後とも、本格的な情報社会にふさわしい知的財産法制の改革に向けた作業を総合的に推進する。
- 情報通信分野の先端技術の標準化活動に対する支援を強化するとともに、国際標準の取得に係る特許出願に対する機動的な審査を推進する。

### **Ⅲ. 知的財産関連人材の育成**

- 企業における知的財産管理や技術経営の分かる専門家、大学・公的研究機関における技術と知的財産法制が分かる専門家及び弁理士、弁護士等の司法関係の知的財産に関する専門家を育成する。
- 知的財産に関する基礎知識を有する技術系人材の育成を図るため、大学等における知的財産教育を支援する。
- 知的財産に関する専門職大学院の設置、法科大学院における知的財産法教育の充実により、知的財産に強い専門家等の育成を図る。

### **Ⅳ. 関連基盤の整備**

- 審査体制の整備を含む総合的な対策を講じ、迅速・的確な特許審査を促進する。
- 紛争の一回的解決機能の強化や技術的知見を備えた知的財産専門家の活用による知的財産訴訟の充実・迅速化を検討する。
- 適切な契約の仕組み等の構築への支援などにより、著作権システムを充実する。
- 企業における営業秘密の流出を防ぐとともに、保護を強化する。
- 知的財産制度の国際的な調和等を図る。
- 総合的な知的財産政策の実施のため知的財産基本法(仮称)が必要である。

(参考)

研究機関等において知的財産に関して取り組むべき「10」の事項

1. 研究者の自由な発想にも配慮しつつ、特許情報を活用して、戦略的に研究開発を実施すること。
2. 研究者に特許の重要性を自覚させ、研究成果の権利化とその活用に対する積極的な取り組みを促すこと。
3. 研究成果の活用を促進するため、特許等の知的財産権について、研究者の個人帰属から、研究機関等の機関帰属へ転換を図ること。
4. 研究者への十分な還元を図る規定を定めること。
5. 研究の過程で作成・取得された研究成果物(研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品等)について、研究機関帰属とする方向で規定を整備し、適切な管理と活用を図ること。
6. 営業秘密の保護について、明確な規定を定めること。
7. 予算措置による支援等を活用しつつ、研究成果に対する国内外での権利取得を促進すること。
8. 共同研究等の開始の際に締結する契約に当たって、研究成果の取扱を含め、当事者の意志を尊重して弾力的な運用ができるようにすること。
9. 研究開発成果の適切な権利化、管理、活用の促進のため、専門人材の配置など組織体制を整備すること。
10. 定期的な研修の実施等により、知的財産権等の研究成果の取扱に関し、事務職員、研究者等の能力の向上を図ること。また、必要に応じ、民間の専門家の活用等を図ること。